

松山市経営管理権集積計画取消事務取扱基準

第1 趣旨

森林経営管理法(平成30年法律第35号)(以下「法」という。)第4条に基づき作成された経営管理権集積計画(以下「集積計画」という。)について、森林所有者からの申出に基づく集積計画の取消しについては、この基準による。

第2 基本的な考え方

集積計画は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進と、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的に、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者を設定する等の措置を講ずるために定めた計画である。

従って、集積計画の目的が森林所有者自身により達成できることを市が確認することで、集積計画の取消しを可能とする。

ただし、集積計画の取消しを行った森林について、当該事業に要した費用に相当する額を請求できるものとし、今後も所有者自身による適切な森林管理が、森林所有者が変更しても継続して行われるものとして取り扱う。

第3 取消し基準

市長は、次に掲げる基準により申請の内容を審査し、適当と認めるときは、法第9条第1項の規定に基づき集積計画の取消しを告示する。

ア 法第4条第2項第6号に基づく市への通知を行った森林で、権利の設定又移転を予定している相手方より、法第3条第1項に基づく管理を適切に行うことが書面により確認できた森林であること。

附則

この基準は、令和6年6月4日から施行する。